

**改正**

平成19年3月31日告示第87号

平成19年11月15日告示第263号

平成20年3月24日告示第77号

平成20年11月18日告示第317号

平成23年3月24日告示第56号

平成23年3月31日告示第64号

玉野市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、玉野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の規格等)

**第2条** 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦60ピクセル横120ピクセル
- (2) 形式G I F（アニメーション可）、J P E G又はP N G
- (3) 容量30k b以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が定める。

(広告の募集及び掲載)

**第3条** 広告枠に掲載することができる広告の募集は、市ホームページ、広報紙その他市の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(掲載に適さないもの)

**第4条** 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、市ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(掲載決定順序)

**第5条** 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
- (2) 公益社団法人、公益財団法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

**第6条** 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額2万円とする。ただし、玉野市内に事業所等を有するものについては、半額免除とする。

(広告の掲載期間)

**第7条** 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応

じ別表1のとおり掲載期間を延長する。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

**第8条** 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、所定の玉野市ホームページ広告掲載申込書を市長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条及び第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を玉野市ホームページ広告掲載決定通知書又は玉野市ホームページ広告非掲載決定通知書により通知しなければならない。

4 前項の場合において、市長は、掲載の可否について、次条の玉野市ホームページ広告審査会による審査を経るものとする。

(審査会)

**第9条** 市長は、前条第4項の規定による審査を行うため、玉野市ホームページ広告審査会(以下「広告審査会」という。)を置く。

2 広告審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、総合政策課長、市民課長(消費生活担当課長)及び教育委員会社会教育課長(青少年育成担当課長)をもって充てる。

5 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載料の納付)

**第10条** 第8条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

**第11条** 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、玉野市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたと

きは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

（広告の掲載）

**第12条** 市長は、第10条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

（リンク先の変更の求め等）

**第13条** 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- （1） 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- （2） 指定された期日までに広告主が広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき
- （3） 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- （4） その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき

2 本市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告等の変更）

**第15条** 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、所定の玉野市ホームページ掲載広告等変更申込書を提出し、承認を得るものとする。

3 第8条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに玉野市ホームページ掲載広告等変更申込書により市長に届け出、承認を得るものとする。

（広告掲載の取り下げの申出）

**第16条** 広告主は、所定の玉野市ホームページ広告掲載取り下げ申出書の提出により、市ホームペ

ージへの広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

**第17条** 市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

**第18条** 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けた玉野市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日告示第87号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月15日告示第263号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日告示第77号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月18日告示第317号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日告示第56号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第64号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日